

プロポーザル説明書

業務名：新石川県立図書館基本設計委託

平成29年4月

石川県県民文化スポーツ部文化振興課
新図書館整備推進室

新石川県立図書館基本設計委託業務に係る公募型プロポーザル方式による技術提案の募集の詳細は、以下のとおりとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

新石川県立図書館基本設計委託

(2) 業務内容

新石川県立図書館の基本設計業務
（「石川県基本設計業務委託仕様書」による）

(3) 履行期限

平成30年3月15日（木）

(4) 担当部局

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎10階）
石川県 県民文化スポーツ部 文化振興課 新図書館整備推進室
電 話：076-225-1346
F A X：076-225-1496
E-Mail：newlibrary@pref.ishikawa.lg.jp（添付ファイルは最大3Mまで受信可能）
電話及び口頭による質問は受け付けない。

2 スケジュール

平成29年	4月21日（金）	： 公示
	〃	： 説明書等の配布（平成29年5月17日（水）まで）
平成29年	5月17日（水）	： 参加表明書及び一次審査書類の提出期限
	5月下旬～6月上旬	： 一次審査
	6月 6日（火）頃	： 参加資格及び一次審査結果の通知 二次審査書類（技術提案書等）の提出要請
	7月18日（火）	： 二次審査書類（技術提案書等）の提出期限
	8月	： 二次審査（プレゼンテーション審査）の実施
	8月下旬～	： 設計候補者の選定

3 参加資格

(1)の資格要件に該当し、かつ、(2)の参加不適格者に該当しない者。なお、協力事務所（参加者と同一組織ではなく、専門分野における技術の提供等を行う事務所をいう。）を加えることは可とするが、本プロポーザルに参加する単体企業又は設計共同企業体（以下「設計JV」という。）の構成員を兼ねることはできない。

(1) 参加者の資格要件

参加者は、次のイ及びエからサまでの要件を満たす単体企業、又は、アの要件を満たし、かつイ及びエからサまでの要件を満たす者を代表構成員とし、並びにウ及びオからサまでの要件を満たす者をその他の構成員とする設計JVであること。

ア 設計JVとする場合の要件は以下のとおりとする。

(ア) 構成員数は2者又は3者とする。

(イ) 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計事務所、設計JVの構成員又は協力事務所を兼ねていないこと。

(ウ) 各構成員の出資比率は20%以上とする。

(エ) 代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

イ 平成14年4月1日から公示日の前日までに竣工した、以下の(ア)から(エ)のいずれかの建築物で

工事に係る部分の床面積が2,000㎡以上の新築、増築又は改築の設計業務の実績を有し、かつ、(イ)の建築物の新築、増築又は改築の設計業務の実績を有すること。(ア)から(エ)が国又は地方公共団体が発注した建築物の場合は(イ)の要件を兼ねることができる。国外で同等と認められる建築物の設計実績も可とする。)

- (ア) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する地方公共団体が設置する図書館
 - (イ) 国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)に規定する国立国会図書館
 - (ウ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学の図書館
 - (エ) 国又は地方公共団体が発注した美術館、博物館、公文書館及び学習施設
 - (オ) 国又は地方公共団体が発注した公共建築物
- ウ 平成14年4月1日から公示日の前日までに竣工した、国又は地方公共団体が発注した公共建築物の新築、増築又は改築に係る設計業務の実績を有すること。
- エ 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定にする一級建築士の資格を有する者を総括責任者又は建築担当主任技術者として専任で配置すること。
- オ 6(1)の参加表明書及び一次審査書類の提出時において、建築士法第2条第2項に規定にする一級建築士の資格を有する者が5名以上所属していること(設計JVの場合は代表構成員及びその他の構成員に所属する資格者を合計するものとする。)
- カ 6(3)の二次審査書類(技術提案書等)の提出時において、建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を有する者であること。
- キ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ク 6(3)の二次審査書類(技術提案書等)の提出時において、石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等(平成8年石川県告示第354号)に基づき、入札参加資格の確認を受けた者であること。
- ケ 6(1)の参加表明書及び一次審査書類の提出期限の翌日から契約の日までの期間に、県から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- コ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- サ 役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

(2) 参加不適合者

- ア (1)の参加者の資格要件を満たさない者
- イ 新石川県立図書館基本設計プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査委員
- ウ イの審査委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者

(3) 入札参加資格の確認

石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等(平成8年石川県告示第354号)に基づく入札参加資格の確認については、以下の機関で実施する。なお、審査には3週間程度の期間を要する。

石川県土木部監理課 入札・契約グループ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎15階）

電話：076-225-1712 FAX：076-225-1714

4 審査及び選定

本プロポーザルの審査は審査委員会を設置し、以下のとおり行うものとする。

(1) 審査委員

審査委員会は次の9名で構成する。

飴谷 義博
植松 貞夫
河内 久美子
香山 壽夫
竹中 博康
田村 俊作
竺 覚暁
照田 繁隆
福光 松太郎 (50音順)

(2) 一次審査

設計方針及び事務所の業務実績等について書類審査を行い、二次審査書類（技術提案書等）の提出を要請する者を概ね10者程度選定する。

ア 評価基準

- ・設計方針の的確性、独創性及び実現性
- ・事務所の業務実績

イ 審査結果

審査結果は審査終了後に、書面により通知する。

(3) 二次審査

技術提案書、業務の実施方針及び配置技術者の実績等について、書類審査及びプレゼンテーション審査（質疑応答を含む）を実施し、設計候補者を選定する。

ア 評価基準

- ・技術提案の的確性、独創性及び実現性
- ・業務の実施方針の妥当性
- ・取組み意欲

イ プレゼンテーション審査

- ・技術提案内容及び業務の実施方針についてプレゼンテーション審査を行う。
- ・受注した場合に専任で配置する者（総括責任者若しくは建築担当主任技術者）は、必ずプレゼンテーションに出席すること。
- ・実施日時や場所については、追って通知する。

ウ 審査結果

審査結果はプレゼンテーション審査終了後に書面により通知する。

5 交付資料等

(1) 交付資料

- ア プロポーザル説明書（本書）
- イ 技術提案書等作成要領
- ウ 技術提案課題

エ 新石川県立図書館基本構想

オ 提案における留意事項

カ 提出様式

(ア) 参加表明書及び一次審査書類

- ・参加表明書 (様式A 1-1)
- ・誓約書 (様式A 1-2-1、1-2-2)
- ・設計共同企業体協定書 (該当者のみ) (様式A 1-3)
- ・設計方針提案書 (様式A 2)
- ・事務所の主要業務実績等 (様式A 3-1-1、3-1-2、3-2)

(イ) 二次審査書類

- ・技術提案書提出書 (様式B 1)
- ・課題に対する技術提案書 (様式B 2)
- ・業務の実施方針 (様式B 3)
- ・配置予定技術者選定誓約書 (様式B 4)
- ・配置予定技術者の能力 (総括責任者) (様式B 5-1)
- ・配置予定技術者の能力 (主任技術者) (様式B 5-2)
- ・協力事務所の名称等 (様式B 6)

(ウ) 質問書 (様式C 1)

キ 新石川県立図書館基本設計委託仕様書 (参考)

ク 敷地周辺航空写真 (参考)

(2) 交付期間

平成29年4月21日 (金) から平成29年5月17日 (水) まで

(3) 交付場所・方法

以下のいずれかの方法により交付する。

ア 書面による交付

「1 (4) 担当部局」にて書面により交付する。

ただし、石川県の休日を定める条例 (平成元年石川県条例第16号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く、午前9時から午後5時までとする。

イ 電磁的方法による交付

石川県県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室ホームページ

(http://www.pref.ishikawa.lg.jp/libraly_seibi/bd_proposal.html) に掲載し、ダウンロードする方法により交付する。

ウ 5 (1) クについては、参加を予定する者に個別に交付することとするため、「1 (4) 担当部局」宛てに電子メールにて請求すること。

6 手続き等

(1) 参加表明書及び一次審査書類の提出期限、場所及び方法

ア 本プロポーザルに参加する意志があるものは、5 (1) カ (ア) 参加表明書及び一次審査書類 (様式A 1-1 からA 3-2) を提出しなければならない。

イ 提出期限 平成29年5月17日 (水) 午後5時 (必着)

ウ 提出場所 1 (4) 担当部局

- エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）
オ 提出部数 参加表明書及び一次審査書類一式 : 1部
上記とは別に
設計方針提案書（様式A2）のみ : 1部
様式A3-1-1からA3-2 : 1部

(2) 参加者の資格要件の確認及び一次審査の結果

確認及び審査結果の通知及び二次審査書類（技術提案書等）の提出要請は、平成29年6月6日（火）頃を予定している。

(3) 二次審査書類（技術提案書等）の提出期限、場所及び方法

二次審査書類（技術提案書等）の提出の要請を受けた者は、5(1)カ(イ)二次審査書類（様式B1から様式B6）を提出するものとする。

- ア 提出期限 平成29年7月18日（火）午後5時（必着）
なお、提出期限を遅らせる場合がある。その場合は、二次審査書類（技術提案書等）の提出を要請する者に改めて通知する。
- イ 提出場所 1(4)担当部局
ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）
エ 提出部数 様式B1からB6 : 1部
上記とは別に
課題に対する技術提案書（様式B2）のみ : 20部

(4) プレゼンテーションの実施

- ア 日 時 平成29年8月を予定
イ 場 所 別途指示

(5) 二次審査の結果

二次審査の結果通知は、平成29年8月下旬以降を予定している。

(6) 以下の条件の一に該当する場合は失格となることがある。

- ア 本書及び技術提案書等作成要領等に示された条件に適合しないもの
イ 本書及び技術提案書等作成要領等に示された記載事項の全部又はその一部が記載されていないもの
ウ 本書及び技術提案書等作成要領等に示された記載事項以外の内容が記載されているもの
エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
オ 虚偽の内容が記載されているもの
カ 本プロポーザルにおいて、審査の公平性を害する行為を行ったもの。特に、公示日から審査委員会において設計候補者を選定するまでの間に、委員に事前説明その他の接触を行ったもの

(7) その他

- ア 参加表明書及び一次審査書類、二次審査書類（技術提案書等）は、書面で提出すること。電送（FAX、電子メール）等による提出は受理しない。
イ 要求する内容以外の書類、図面等については受理しない。
ウ 一次審査、二次審査において非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（県の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答は、その理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、

書面により行う。

7 質問及び回答について

(1) 質問の提出

質問書（様式C1）に質問内容を記入し、事前連絡（076-225-1346）のうえ、電子メールにより「1(4)担当部局」へ提出する。

なお、件名は、「新石川県立図書館基本設計プロポーザルに関する質問（参加者の名称）（質問日）」とする。（電話及び口頭による質問は受け付けない。）

(2) 質問の受付期間

ア 参加表明書及び一次審査書類に係る質問

平成29年4月28日（金）正午まで

イ 二次審査書類（技術提案書等）に係る質問

平成29年6月20日（火）正午まで

なお、二次審査書類（技術提案書等）の提出要請を受けた者以外からの質問は受け付けない。

(3) 回答

ア (2)アの質問に係る回答は、平成29年5月10日（水）までに、県のホームページに掲載する。

イ (2)イの質問に係る回答は、平成29年7月 3日（月）までに、県のホームページに掲載する。

8 提出書類の作成様式及び記載上の留意事項

技術提案書等作成要領による。

9 経費の負担

参加表明書等その他本プロポーザルの参加に関し要する経費は、参加者の負担とする。

ただし、プレゼンテーションに参加した者には、設計候補者として選定された者を除き、1者（設計JVの場合は1JVごと）当たり10万円を支払うものとする。

10 その他

(1) 受注資格の喪失

本業務の設計者又は当該設計者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者が、製造業及び建設業を営む者と関連を有する場合、当該製造業及び建設業を営む者は、本業務に関するすべての建設業務（設計・コンサルティング業務及び建設工事）の受注資格を失う。

(2) その他

ア 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

イ 本業務の参考業務規模は、1億円程度（消費税含む）とする。

ウ 建設本体工事費は約100億円程度（消費税含む）を予定している。

エ 提出された技術提案書等は返却しない。

オ 提出された技術提案書等については、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

カ 技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

キ 総括責任者等は、特別の理由があると認められる場合を除き、変更できない。

- ク 本プロポーザルは、設計に対する発想、解決方法、対応姿勢等、優れたアイデアと業務能力を有する設計者を選定するものである。したがって、実際の設計段階においては、提案されたアイデアを尊重することとしているが、変更等を行うことがある。
- ケ 個人情報等は、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供しない。
- コ 建設予定地周辺を見学する際は、近隣への迷惑となる行為は控えること。なお、建設予定地内の見学は不可とする。

1 1 Summary

- (1) Official in charge of the procuring entity
Masanori Tanimoto, Governor of Ishikawa Prefecture
- (2) Subject matter of the contract
Basic Design Work for the “New Ishikawa Prefectural Library”
- (3) Time-limit to express interests
5:00 p.m. 17 May 2017
- (4) Time-limit for the submission of proposal
5:00 p.m. 18 July 2017
- (5) Contact point for documentation related to the proposal
New Library Planning Office, Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL (076) 225-1346